

令和2年

愛北広域事務組合議会
決算特別委員会会議録

令和2年10月27日

愛北広域事務組合議会

令和2年愛北広域事務組合議会決算特別委員会

開催日時 令和2年10月27日 午後2時43分

開催場所 愛北クリーンセンター 議場

本日の決算特別委員会に付した案件

議案第4号 令和元年度愛北広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定について

会議に出席した者の氏名

第1番	佐名 かよ子 君	第2番	酒井 正宗 君
第3番	丹羽 孝 君	第4番	矢嶋 恵美 君
第5番	澤田 憲宏 君	第6番	間宮 幹男 君
第7番	長谷川 泰彦 君	第8番	岡村 千里 君
第9番	丸山 幸治 君	第10番	諏訪 毅 君
第11番	吉田 鋭夫 君	第12番	宮地 友治 君
第13番	東猴 史紘 君	第15番	宮田 達男 君
第16番	田村 徳周 君	第17番	黒川 武 君
第18番	片岡 健一郎 君	第19番	水野 忠三 君
第20番	大野 慎治 君	第21番	木村 冬樹 君

会議に欠席した者の氏名

第14番 片山 裕之 君

説明のため出席した者の氏名

管理者	山田 拓郎 君	監査委員	内藤 充 君
会計管理者	諫山 知真 君	事務局長	岡本 康弘 君
業務課長	堀尾 道正 君	事務局員	永井 恵三 君
事務局員	高木 衛 君	事務局員	阿部 一郎 君
事務局員	牛尾 和司 君	事務局員	片岡 和浩 君
事務局員	隅田 昌輝 君	事務局員	水野 眞澄 君
事務局員	岩田 雄治 君	事務局員	澤木 俊彦 君
事務局員	村田 武司 君		

(開会 午後 2時43分)

○臨時委員長 (宮地友治君)

江南市議会選出の宮地友治でございます。

年長者ということで、決算特別委員会の臨時委員長を務めることになりました。円滑な議事運営ができますよう、皆様のご協力をお願いいたします。

ただいまの出席委員は20名です。

定足数に達しておりますので、これより決算特別委員会を開会いたします。

初めに、委員長の選任を行います。

選任方法については、議会会議規則第86条第5項の規定により、指名推選により行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし)

○臨時委員長 (宮地友治君)

異議なしと認めます。よって、委員長の選任方法は指名推選によることに決しました。お諮りいたします。

指名の方法については、臨時委員長から指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

○臨時委員長 (宮地友治君)

異議なしと認めます。よって、臨時委員長において指名することに決しました。

委員長は、吉田鋭夫委員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま臨時委員長において指名しました吉田委員を委員長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

○臨時委員長 (宮地友治君)

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました吉田委員が委員長に当選されました。

委員長が選任されましたので、この後の議事運営は吉田委員長にお譲りし、臨時委員長の職を解かせていただきます。ご協力賜りありがとうございました。

○委員長 (吉田鋭夫君)

ただいま委員長に選任いただきました犬山市議会選出の吉田鋭夫でございます。

不慣れではございますけれども、一生懸命努めさせていただきますので、皆様方につきましては格段のご協力をお願い申し上げまして、挨拶と代えさせていただきます。

それでは、これより副委員長の選任を行います。

選任方法につきましては、指名推選により行いたいと思います。これにご異議ござい

ませんか。

(異議なし)

○委員長 (吉田鋭夫君)

異議なしと認めます。よって、副委員長の選任方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、委員長から指名することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○委員長 (吉田鋭夫君)

異議なしと認めます。よって、委員長において指名することに決しました。

副委員長は、矢嶋恵美委員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま委員長において指名しました矢嶋委員を副委員長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

○委員長 (吉田鋭夫君)

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました矢嶋委員が副委員長に当選されました。

ここで、矢嶋副委員長にご挨拶をいただきます。よろしく申し上げます。

○副委員長 (矢嶋恵美君)

ただいま副委員長に選任をいただきました扶桑町議会の矢嶋恵美でございます。

微力ではありますが、委員長と力を合わせて委員会の運営に努めてまいります。よろしくお願いたします。

○委員長 (吉田鋭夫君)

それでは、決算特別委員会に付託を受けました議案の審査に入ります。

議案第4号 令和元年度愛北広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本案は、本会議において議案の提案説明を受けておりますので、直ちに質疑に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○委員長 (吉田鋭夫君)

異議なしと認め、質疑に入ります。

質疑・答弁は着座のままで結構でございます。

質疑はありませんか。

7番 長谷川泰彦委員。

○7番（長谷川泰彦君）

7番 長谷川泰彦です。

事項別明細書の22ページをご覧くださいまして、3款2項1目の備考欄にある15節ですね、工事請負費、システムコントローラー更新工事について質疑いたします。

先ほど書類審査ということで確認をさせていただいたんですが、2点質疑をさせていただきます。

決算書類には処理費の処分費として1,000円の計上がなされていて、金額としては何か少ないような気がしたんですが、まずこの1,000円の処分費というのはどういうものを処分されたのかお聞きしたい、それが1点目です。

2点目として、その工事の仕様書には、廃棄処分としてただし書にコンデンサーや制御する機器本体かと思うんですが、これらを場内に留め置きするとただし書がありましたが、なぜ処分されなかったのか、その留め置きする理由をお尋ねいたします。

○委員長（吉田鋭夫君）

事務局長。

○事務局長（岡本康弘君）

お答えをさせていただきます。

今回の修繕に関しましては機械の故障に伴うものではございませんので、耐用年数が参りましたので更新をさせていただいたものでございますが、処分をしたものにつきましては、配線について処分をしております。

また、コンデンサー等の留め置きということでございますが、今後、装置に故障が生じた場合に緊急に対応ができるように留め置きをさせていただいているものでございます。

○委員長（吉田鋭夫君）

7番 長谷川委員。

○7番（長谷川泰彦君）

ありがとうございます。

コンデンサーというところを留め置きということですが、置いておくに当たって環境面での問題はないのでしょうか。

○委員長（吉田鋭夫君）

事務局長。

○事務局長（岡本康弘君）

保管につきましてはボックスに収めて保管しておりますので、環境面での心配はないものと思っております。

○委員長（吉田鋭夫君）

他にご発言を求めます。

8番 岡村委員。

○8番（岡村千里君）

8番の岡村千里です。

私は、3款2項1目の11節需用費の修繕料ですね。明細書の19、20ページですけれども、修繕料として4,000万円ほどかかっていますけれども、これは予算いっぱいだったというふうに思います。

それで、書類を細かく見たところ、様々なオーバーホールだとかそういったものの掲載がありましたけれども、この主な修繕したものについて、まずご説明いただきたいとします。

○委員長（吉田鋭夫君）

答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（岡本康弘君）

修繕に関しましては、破砕機や遠心濃縮機、脱水機、ブロアなどのオーバーホールを行っております。

額の大きなものにつきましては、脱水機のオーバーホールで830万円ほど、それからコンベヤーのオーバーホールで380万円ほど、遠心濃縮機の分離液配管修繕で210万円ほど、こうしたものの積み上げの合計金額となっております。

○委員長（吉田鋭夫君）

岡村委員。

○8番（岡村千里君）

ありがとうございます。

再質疑ですけれども、結構、予算いっぱいだったということなんですが、本当はもっと修繕する必要のものがあつたのかどうかという点と、まずその点をお尋ねします。

○委員長（吉田鋭夫君）

事務局長。

○事務局長（岡本康弘君）

先ほど申しあげましたオーバーホールなどにつきましては計画されて実施をしているものでございまして、あらかじめ見込みをしております。

その他について、配管の修繕等もございましたけれども、予算の心配は特に大きく欠けるという心配はなかったものと考えております。

○委員長（吉田鋭夫君）

他にご発言。

21番 木村委員。

○21番（木村冬樹君）

21番 木村です。

事項別明細書でお聞きしていきます。

7ページ、8ページの使用料の中で、斎場の使用料の関連でお聞かせいただきたいと思えます。

新型コロナウイルス感染拡大が2月ぐらいからということで、昨年度の決算にも関わるところかというふうに思っておりますが、この斎場の使用について組合としてはどのような配慮を行ってきているのか。使用者に対しての指導などはどのようになっているのか、こういった点についてお聞かせいただきたいと思えます。

○委員長（吉田鋭夫君）

事務局長。

○事務局長（岡本康弘君）

新型コロナウイルス感染症に関しましては、緊急事態宣言が発出をされた段階で様々な対応をさせていただいております。

来苑者に関しましては、マスクの着用や体調の悪い方は来苑を控えていただくようお願いをしたり、それから施設の中では換気の徹底と、それから座席等の距離の確保、こういったことを徹底してまいりました。緊急事態宣言で最も心配された時期には来苑人数の目安をこちらからお示しをして控えていただくようお願いもさせていただいて対応をしてまいりました。よろしくお願ひいたします。

○委員長（吉田鋭夫君）

木村委員。

○21番（木村冬樹君）

はい、分かりました。

また今年度に関わるところでありますので、そういった時期にまたお聞きしたいというふうに思っています。

次に、事項別明細書の11、12ページで、議会費でありますので、本来なら代表者会議等で話し合うべきことだというふうに思っています。しかし、私、ちょっと1年のブランクがありましたが、それまでも繰り返しお聞きしてきた分の状況がどうなのかというところでお聞かせいただきたいと思えます。

特別旅費だとか自動車借上料ということで、昨年度、大阪府内の施設の視察が行われております。もちろん、この視察費の中の宿泊費の定額支給等、まだまだ見直さなきゃいけない課題があるというふうに思っていますので、そういった点は議会の中で話し合うべきかなというふうに思っていますが、やはりこの議会議員が21人、それから正副

管理者5人、さらにはその関連職員ということで、恐らく35人から40人ぐらいが視察に行くということで、受入先なども非常に苦勞しているというふうに思っております。

ちょっと証書類を見ますと、21ページ、22ページの関係なんかで自動車借上料がありますが、この中で事務局として瑞浪市に視察に行ったりしている、浄化センターを見に行ったりしているわけで、そういった形での、何と申しますかね、もっとこう適時に行っていくということが必要なかというふうに思っているところです。

場合によっては、管理者の代表、議会の代表などが参加するなんかも含めて視察についてはまだまだ見直さなきゃいけないところがあるんじゃないかなというふうに思っていますが、事務局としてこの行政視察について現状でどのような苦勞があるのか、またどのような改善の方向性等を考えているのかどうか、こういった点についてお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（吉田鋭夫君）

事務局長。

○事務局長（岡本康弘君）

行政視察につきましては、これまでもこの施設、私どものクリーンセンター及び聖苑の今後につきまして参考となるようなところを選んで視察先とさせていただいております。

実際には、確かに大人数での視察ということで、行程の組み方であるとか先方へのお願いなどである程度の調整が必要な部分がございます。

私ども職員としましても、参考となりそうな施設に関しましては運営の参考とさせていただくために個別に視察をしているところもございますけれども、そうしたことを踏まえて経費をかけてお出かけいただくことでございますので、有意義な視察となるよう精査をさせていただいた上で実施をさせていただきたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

○委員長（吉田鋭夫君）

山田市長。

○管理者（山田拓郎君）

私からもちょっと補足的に答弁させていただきますけれども、これはたしか隔年でやっているんでしたね、今。それで、隔年でやっているから、じゃあ今年はどうしようかとかそういう考え方ではなくて、今我々のこの組合がどういう課題を抱えていて、その課題に対してどういうテーマで、じゃあ勉強しようかとかいう、やはり課題だとかテーマがあって視察先をどうするか、あるいはそもそも視察に行くかどうか、そういうことを考える、判断すべきことだというふうに思っておりますので、議会の皆さんでのそういった視察に対するご議論、我々側の、管理者の側でもそういったことの確認、そういったことを双方、また議論を詰めながら今後の方向性というのを考えていったらどうか

なというふうに思っておりますので、議会の皆さんでもご議論をまた幅広くいただきますようその点も申し上げつつ、私の答弁とさせていただきます。

○委員長（吉田鋭夫君）

木村委員。

○21番（木村冬樹君）

21番 木村です。

ありがとうございます。

代表者会議を通じて議論をしてみたいというふうに、議会のほうとしても考えているところです。

もう一点、15、16ページの関係で、識見を有する監査委員の報酬の未払いが発生したということで、今初めてお聞きしたところではありますが、もう少し詳しくその原因だとか、単純なミスなのかどうかという点なんかも含めまして、少し詳しい説明をお願いしたいと思います。

○委員長（吉田鋭夫君）

事務局長。

○事務局長（岡本康弘君）

委員等の報酬につきましては、年に2回お支払いをさせていただく形で事務処理を進めております。

対象となります識見監査委員、扶桑町の岩本監査委員に昨年7月までお務めをいただきまして、その後交代をしていただいておりますが、実際にお支払いをする時期が半年過ぎたところでの支払いというところで、担当の支払いの処理のところで漏れてしまった形になりました。

これは、実際には決算の資料調製の段階で未執行の部分があるのがおかしいんじゃないかというようなことで確認をしたところ、分かってきたことでございます。大変、お恥ずかしいことだと思います。

チェック体制といたしましては、支払い担当の職員が1人で実際の支払いの資料と突き合わせをしていたということもございますので、この際、複数の目で確認をするように、今後、同様のことが発生しないように対応させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○委員長（吉田鋭夫君）

他にご発言はございませんか。

黒川委員。

○17番（黒川 武君）

17番 黒川武でございます。

先ほど、新型コロナウイルス感染症の対応につきましてはご説明がございましたので

すが、ちょっとお聞かせいただきたいのは、もし仮にコロナウイルス感染症で亡くなった方があった場合、聖苑において火葬の受入れは可能なものでしょうか。

もしそれができなくなるとなると、どこで火葬の受入れの施設があるのかどうなのか、それがお分かりでしたらお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（吉田鋭夫君）

事務局長。

○事務局長（岡本康弘君）

新型コロナウイルスで不幸にもお亡くなりになる方につきましては、感染拡大予防の観点からご遺体は密閉された状態で私どものほうで受入れをさせていただくこととなります。

ですが、一般の火葬のご遺体と同じ時間帯で対応するというところでございますと感染の懸念もございますので、その場合には時間帯を皆さんの火葬が終わった後の時間帯に設定をさせていただいて受入れをさせていただいております。

実際に、今年度1件受入れをして対応をさせていただいたところでございます。よろしくお願いたします。

○17番（黒川 武君）

ありがとうございます。

○委員長（吉田鋭夫君）

他にご発言はございませんか。

（なし）

○委員長（吉田鋭夫君）

ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

議案第4号について討論を許します。

討論はございませんか。

（なし）

○委員長（吉田鋭夫君）

なしと声がありましたので、討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第4号の採決に入ります。

本案は、原案のとおり認定すべきものと決めるのにご異議ございませんか。

（異議なし）

○委員長（吉田鋭夫君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました案件は議了いたします。

これをもちまして決算特別委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

(閉会 午後 3時07分)